令和８年度　歳末援護事業について

この事業は、共同募金の一環として行われる「歳末たすけあい募金運動」によって、市民の皆様から寄せられる募金から、在宅で援護を必要とする世帯に対して、援護金を配分し支援する事業です。

自己申請方式ですので配分を希望する世帯の方は、下記の内容を確認し申請してください。**以前に配分を受けた方も申請が必要です。**

１　配分対象となる世帯

援護金配分の対象となる世帯は、在宅で次の（１）と（２）の両方の要件を満たし、石岡市社会福祉協議会長が認めた世帯

（１）令和８年10月１日現在、石岡市に居住しており、次のいずれかに該当する世帯

ひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯	満65歳以上
要保護世帯	生活保護は受けていないが、生活が特に困難である世帯
心身障がい児世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満18歳まで（注１）の児童を扶養している世帯
ひとり親世帯又は養育者世帯	ひとり親世帯や何らかの原因で両親を失った満18歳まで（注１）の児童を扶養している世帯
要介護認定世帯	満65歳以上で要介護5の認定を受けている高齢者のいる世帯

（注1）満18歳までとは、満18歳到達後の最初の３月31日までとしています。

※上記に該当する場合でも、**生活保護世帯**又は**世帯員全員が施設（サービス付き高齢者向け住宅含む）入所あるいは入院等**の理由で**在宅でない場合は、対象外**となります。

（２）生計を一にする世帯員全員の令和８年度市県民税が非課税である世帯（課税世帯は対象外）

２　提出書類

〇令和８年度歳末援護金配分申請書兼同意書（様式第１号）

〇世帯員全員分の「令和８年度（令和７年中の所得）市県民税非課税証明書」

※世帯員全員の非課税証明書の添付が必要となりますが、18歳未満、高校３年生以下の税法上の扶養親族の非課税証明書は不要です。

※令和８年１月１日現在石岡市に住民登録されていない方は、令和８年１月１日時点に住んでいた市区町村発行の令和８年度市県民税非課税証明書を提出してください。

※昨年度（令和７年度）の配分を受けた「ひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯」に限り、確認書を提出することで非課税証明書の添付を省略することができます。

３　申請受付期間

令和８年10月１日（木）から令和８年10月30日（金）まで（期限厳守）【土、日、祝日を除く8:30から17:15まで】

４　金額・方法

〇援護金額は、今年度お寄せいただく歳末たすけあい募金額や配分世帯数等により石岡市共同募金委員会で決定しますので、毎年同じ金額とは限りません。

〇援護金は、**民生委員児童委員からの受領、社会福祉協議会窓口での受領、口座振込み**の３つから選ぶことができます。

※口座振込みにかかる手数料は、申請者負担とし、差引額を振込みます。口座振込みを希望される場合は、申請書の指定口座欄に必要事項を記入し、**通帳（表紙の裏側）の写しを必ず添付してください。**

５　その他

〇配分の可否については、石岡市共同募金委員会において審査を行い、12月中に郵送でお知らせします。

６　提出・問い合わせ先

石岡市社会福祉協議会本所（ふれあいの里石岡ひまわりの館内）〒315-0009 石岡市大砂10527-6 ☎0299-22-2411

石岡市社会福祉協議会八郷支所（石岡市八郷総合支所3F）〒315-0195 石岡市柿岡5680-1 ☎0299-36-4311